

所得金額の算出方法

所得の種類		所得金額の算出方法	
事業所得	小売業、農業、製造業により生ずる所得	収入金額－必要経費	
不動産所得	地代、家賃など	収入金額－必要経費	
利子所得	公債、社債、預貯金などの利子	収入金額	
配当所得	株式や出資の配当など	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子	
給与所得	給与、賞与など	【別表1】参照	下記の【給与所得者であり、公的年金受給者でもある方】も確認してください。
雑所得	公的年金、原稿料、個人年金など他の区分のどれにも属さない所得	①公的年金：【別表2】参照 ②公的年金以外：収入金額－必要経費	
一時所得	満期保険金、懸賞当選金など	収入金額－必要経費－特別控除額（上限50万円）	
譲渡所得	土地、建物など資産を売った場合	<p>◆分離課税となるもの</p> <p>①土地、建物：収入金額－（取得費・譲渡費用）－特別控除額</p> <p>②株式等：収入金額－（取得費・譲渡費用・借入金利子等）</p> <p>◆総合課税となるもの</p> <p>上記①②以外 収入金額－（取得費・譲渡費用）－特別控除額（上限50万円）</p>	
山林所得	山林を売った場合	<p>◆分離課税となる</p> <p>収入金額－（取得費・譲渡費用）－特別控除額</p>	
退職所得	退職金、一時恩給など	<p>◆分離課税となる</p> <p>【退職所得について】参照</p>	

【別表1】 給与所得速算表

給与収入額 (A)	給与所得金額	
55万1,000円未満	0円	
55万1,000円以上 161万9,000円未満	(A) - 55万円	
161万9,000円以上 162万円未満	106万9,000円	
162万円以上 162万2,000円未満	107万円	
162万2,000円以上 162万4,000円未満	107万2,000円	
162万4,000円以上 162万8,000円以上	107万4,000円	
162万8,000円以上 180万円未満	(A) ÷ 4 = (B) (B)は1,000円未満切り捨て	(B) × 2.4 + 10万円
180万円以上 360万円未満		(B) × 2.8 - 8万円
360万円以上 660万円未満		(B) × 3.2 - 44万円
660万円以上 850万円未満	(A) × 0.9 - 110万円	
850万円	655万円	
850万円超	(A) - 195万円 - 所得金額調整控除【※】	

【※】 所得金額調整控除

対象者	<p>年収が850万円超でも、次の①～③のいずれかに該当する方は所得金額調整控除を受けることができます。</p> <p>① 自分が特別障害者</p> <p>② 23歳未満の扶養親族がいる</p> <p>③ 特別障害者である同一生計配偶者・扶養親族がいる</p>
控除額	<p>◆ 年収850万円超 1,000万円以下 : (年収 - 850万円) × 0.1</p> <p>◆ 年収1,000万円超 : 一律15万円</p>

【別表2】 公的年金等に係る雑所得の速算表

● 65歳以上の人

		公的年金等以外の所得の合計所得が		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
公的年金の収入金額 (a)	330万円未満	(a)－110万円	(a)－100万円	(a)－90万円
	330万円以上 410万円未満	(a)×0.75－27万5,000円	(a)×0.75－17万5,000円	(a)×0.75－7万5,000円
	410万円以上 770万円未満	(a)×0.85－68万5,000円	(a)×0.85－58万5,000円	(a)×0.85－48万5,000円
	770万円以上 1,000万円未満	(a)×0.95－145万5,000円	(a)×0.95－135万5,000円	(a)×0.95－125万5,000円
	1,000万円以上	(a)－195万5,000円	(a)－185万5,000円	(a)－175万5,000円

● 65歳未満の人

		公的年金等以外の所得の合計所得が		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
公的年金の収入金額 (a)	130万円未満	(a)－60万円	(a)－50万円	(a)－40万円
	130万円以上 410万円未満	(a)×0.75－27万5,000円	(a)×0.75－17万5,000円	(a)×0.75－7万5,000円
	410万円以上 770万円未満	(a)×0.85－68万5,000円	(a)×0.85－58万5,000円	(a)×0.85－48万5,000円
	770万円以上 1,000万円未満	(a)×0.95－145万5,000円	(a)×0.95－135万5,000円	(a)×0.95－125万5,000円
	1,000万円以上	(a)－195万5,000円	(a)－185万5,000円	(a)－175万5,000円

【給与所得者であり、公的年金受給者でもある方】

給与所得者であり、公的年金受給者でもある方は、「**所得金額調整控除額**」を給与所得から引くことができます。

所得金額調整控除額の計算方法

$$\begin{array}{c} \text{年金の所得金額} \\ \text{(上限10万円※)} \end{array} + \begin{array}{c} \text{給与の所得金額} \\ \text{(上限10万円※)} \end{array} - \begin{array}{c} \text{10万円} \end{array} = \begin{array}{c} \text{所得控除} \\ \text{調整控除額} \end{array}$$

※ それぞれ所得金額が10万円を超える場合は、所得金額を10万円として計算。